

第 2 次あま市成年後見制度利用促進基本計画の策定状況

1 基本的な策定方針

現行のあま市成年後見制度利用促進基本計画は、令和 5 年度で計画期間の 5 年目（最終年度）を迎えた。

本計画の推進状況等を整理し、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度から令和 8 年度）の内容や愛知県の動向を踏まえ、第 2 次あま市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第 2 次計画」という）を第 3 次あま市地域福祉計画と一体的に策定する。

2 第 2 次計画の計画期間

令和 6 年度から令和 1 0 年度の 5 か年

3 第 2 次計画の策定に向けたこれまでの取り組み

(1) 令和 4 年度

①市民向けアンケートの実施

あま市内在住の 1 8 歳以上の市民 3, 0 0 0 人を対象に、あま市地域福祉に関するアンケート調査を実施し、成年後見制度に関する設問を 4 問用意した。

設問内容は成年後見制度の認知度、判断が十分にできなくなった場合の成年後見制度の利用希望、成年後見制度の相談先の認知度、権利擁護センターに期待することの 4 点を聞いた。

②団体向けアンケート及び団体ヒアリングの実施

市民アンケートのほか、福祉関係団体を含む団体アンケートを実施し、その中から、高齢福祉団体及び障がい福祉団体それぞれひと団体ずつ成年後見制度又は権利擁護センターに関連するヒアリング調査を実施した。

(2) 令和 5 年度

①地域懇談会の実施

6 月 1 0 日（土）、6 月 1 7 日（土）、6 月 2 4 日（土）に全 3 回にわたって地域懇談会を開催した。

出席者は自治会、福祉関係団体、ボランティア団体、一般公募をあわせて延べ 7 6 名の参加があった。

②関係課ヒアリングの実施

地域福祉計画は各福祉分野の計画の上位計画と位置付けられており、最上位計画である総合計画や関連計画となる地域防災計画との整合性を保つ必要がある。

このことから、8月1日（火）から8月4日（金）の間で、それぞれの行政計画を所管する関係課8課（企画政策課、危機管理課、人権推進課、障がい福祉課、高齢福祉課、子ども福祉課、保育課、健康推進課）を対象にヒアリングを実施した。

また、第3次あま市地域福祉計画は社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画も一体的に策定する方針としていることから、あま市社会福祉協議会にもヒアリングを実施した。同会には、法人後見の実施状況や今後の中核機関の一員としての取り組みや方向性などを確認した。

4 今後の予定

現在、第3次地域福祉計画の骨子案を作成しているところである。

今後、令和6年3月（令和5年度末）に計画書を印刷製本できるよう、計画書案を作成する。この計画書案を踏まえ、令和5年度下半期には、第2次計画のアウトラインを作成し、第2次計画を含めた地域福祉計画の計画書最終案を作成できるよう取り組む。

冒頭でも触れたように、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画や愛知県の動向を踏まえ、あま市における成年後見制度の利用促進に見合った計画書の作成を進めていく。

また、令和6年2月に開催を予定しているあま市成年後見制度利用促進協議会において、第2次計画の計画書案を提示する。

5 第2次計画のアウトライン（想定）

現時点で想定している第2次計画のアウトラインの案は次のとおり。

- ①昨年度実施したアンケート調査結果等をもとに広報啓発活動の内容の検討
- ②ここまでの相談実績を踏まえた相談支援体制のさらなる整備
- ③法人後見の受任件数を伸ばせるような体制整備
- ④市民後見人の養成の実現（海部圏域で進められるよう、複数の中核機関で合意形成を図る）
- ⑤報酬助成（あま市成年後見制度利用支援事業実施要綱）のさらなる充実